

## 入札説明書

この入札説明書は、令和5年1月16日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

支出負担行為担当者 羅臼町長 湊 屋 稔

### 2 入札に付する事項

- (1) 工事番号 建築第9号
- (2) 工事名称 羅臼町町営住宅緑町団地建設工事（B-2号棟）
- (3) 工事場所 北海道目梨郡羅臼町緑町299番地1
- (4) 工事期間 契約締結の翌日（閉庁日を除く）から令和5年10月31日まで
- (5) 工事概要 町営住宅（1棟6戸）の新築  
・木造2階建て 1棟6戸 延べ床面積464.78㎡  
詳細は別途閲覧に供する仕様書、図面による。

#### (6) 建設発生土の搬出先等

この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

#### (7) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は特定建設工事共同企業体であって、要件は(1)とする。

#### (1) 特定建設工事共同企業体の要件

- ア 共同企業体は、現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- イ 構成員の数は2社以上3社以下であること。
- ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。
- エ 構成員は、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。
- オ 構成員は、発注工事の対応する令和2年羅臼町告示第21号又は令和3年告示第30号に規定する「建築工事」の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

カ 構成員は、入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、羅臼町の競争入札参加資格関係事務処理要綱の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、制限付一般競争入札参加資格申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

キ 構成員は、暴力団関係事業者等であることにより、羅臼町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

ク 構成員は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の羅臼町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

ケ 構成員は、釧根管内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

コ 構成員のうち、1 社以上が羅臼町に主たる営業所を有する者であること。

サ 構成員は、過去 20 年間に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、構成員の数が 3 社の場合は、2 社以上が満たすこととする。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限るものとする。

シ 構成員は、建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に 3 か月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

ス 構成員は、本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

セ 構成員は、入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、ス及びセにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第 4 条第 2 項には該当しない。

#### (ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号。以下「旧商法」という。）第 211 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（旧商法第 211 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による親会社をいう。以下同じ。）

と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### (イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置

会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 12 号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表取締役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ソ 各構成員の出資比率は、均等割の 10 分の 6 以上であること。

タ 構成員の組合せは、羅臼町における「建築工事」の競争入札参加資格の格付が A 等級に格付されている者同士の組合せであること。

ただし、羅臼町内に主たる営業所を有する者は、B 等級の者も可能とする。

チ 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

ツ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は協業組合等の構成員として参加する者でないこと。

#### 4 入札参加資格審査申請

##### (1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書

イ 類似工事施工実績を証明する書面（工事实績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し）並びに共同企業体協定書の写し）

ウ 配置予定技術者調書

(ア) 申請時点で先に申請済みの他の入札（他官庁発注工事を含む。以下同じ。）が執行されていない場合は、他の入札の配置予定技術者（現場代理人を含む。以下同じ。）を申請することができる。ただし、既に申請した他の入札が契約に至った場合、既に申請した他の配置予定技術者に代わる同等の資格及び経歴を有する配置予定技術者を併せて申請するものとする。

(イ) 複数の入札に係る申請を同時に行う場合は、(ア)に準じて申請することができるものとする。

(ウ) 申請から開札までの間に、次に掲げる事態が発生し申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあっては、支出負担行為担当者の承認を得て配置予定技術者の変更をすることができるものとする。ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者とする。

a 配置予定技術者が死亡、長期療養、退社又は退職した場合

b 申請した入札の開札日までに、完了する予定の工事（以下「他の工事」という。）の専任技術者等となっている者を配置予定技術者として申請していた場合において、他の工事が天災その他不可抗力又は発注者からの契約変更（設計変更による工事の増に伴い、工期が延長された場合等。ただし、あらかじめ契約変更が予定されていた場合を除く。）により、完成予定日が延期されたため、申請時の配置予定技術者を配置予定技術者としてすることができない場合

エ 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書（既に、本工事の請負を目的とした特定建設工事共同企業体として、羅臼町における「建築工事」の競争入札参加資格を有する場合は除く。）

オ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関

係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。)

(2) 提出期間

令和 5 年 1 月 1 6 日 (月) から令和 5 年 1 月 2 5 日 (水) まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。) 毎日午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出場所

北海道目梨郡羅臼町栄町 1 0 0 番地 8 3

羅臼町役場 建設水道課

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 資料提出後の再提出は認めない。

(6) 留意事項

ア 配置予定技術者が、他の工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人で、かつ、他の工事の契約期間 (フレックス工期) と本工事の契約期間が重複する場合は、その者を配置予定技術者とすることはできない。ただし、次のいずれかに該当する場合の期間を除く。

(ア) 工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間

a 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である場合

b 工事を一時中止している場合その他これらに類する場合

(イ) 橋梁工事等に含まれる工場製作過程で、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われる場合であって当該工場製作のみが稼働している期間

イ 申請書類の提出後、CORINS 等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、入札参加資格は認めない。

ウ 落札者決定後、CORINS 等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、契約を締結しない。ただし、支出負担行為担当者がやむを得ない事情があると認め、配置予定監理技術者の変更を承認した場合を除く。

## 5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 5 の 2 に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が 3 に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和 5 年 1 月 3 1 日 (火) までに書面により通知する。

## 6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和 5 年 2 月 6 日 (月) までに書面により説明を求められることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道目梨郡羅臼町栄町 1 0 0 番地 8 3

羅臼町役場 建設水道課

(2) 理由の説明は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内に書面により回答する。

## 7 契約条項を示す場所

北海道目梨郡羅臼町栄町 1 0 0 番地 8 3

## 8 入札執行の場所及び日時

### (1) 入札場所

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町役場 3階第5・6会議室

### (2) 入札日時

令和5年2月17日(金) 13時30分

### (3) 初度の入札書提出時に工事費内訳書(以下「内訳書」という。)を持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

### (4) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者より、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

## 9 送付による入札

認めない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実に認める担保を提供すること。ただし、羅臼町財務会計規則(昭和40年規則第1号。以下「財務会計規則」という。)第53条の2の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

### (2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実に認める担保を提供すること。ただし、財務会計規則第67条の2の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

## 11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

## 12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは契約を行わない。

## 13 契約書作成の要否

必要とする。

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、羅臼町議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、羅臼町議会の議決を得たときは本契約を締結する。

## 14 予定価格等

(1) 予定価格 公表しない。

(2) 最低制限価格 設定している。

## 15 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

令和5年1月16日（月）から令和5年2月16日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83  
羅臼町役場 建設水道課

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和5年1月16日（月）から令和5年2月8日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

郵便番号086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町100番83  
羅臼町役場 建設水道課

- (3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和5年1月16日（月）から令和5年2月16日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83  
羅臼町役場 建設水道課

## 16 支払条件

- (1) 前払金

請負代金額の10分の4に相当する額の範囲内で請負代金の前金払を請求することができる。

- (2) 中間前金払

請負代金額の10分の2に相当する額の範囲内で請負代金の中間前金払を請求することができる。

- (3) 部分払

2回とする。

## 17 工事概要図

発注工事の概要図は、別紙工事概要図による。

## 18 その他

- (1) 入札の執行回数は2回までとする。

- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務会計規則第55条の2各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (3) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

- (3) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落

札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(9) 公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、羅臼町役場建設水道課（電話番号0153-87-2163）に照会すること。

【入札説明書別記説明】

「3 入札に参加する者に必要な資格」の説明

3の(1)のオ

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た建築工事業です。

3の(1)のサ

本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事は、延床面積200㎡以上の木造住宅及び集会場の改築又は新築工事です。

3の(1)のシ

(ア) 国家資格を有する主任技術者とは、1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有する者です。

また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者です。

ただし、共同企業体の場合は、代表者以外の構成員については、2級建築施工管理技士又は2級建築士を主任技術者とすることができます。

(イ) 監理技術者は、(ア)の要件を満たし、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者の資格を有する者です。

3の(1)のス

本工事に係る設計業務等の受託者は、日本都市設計株式会社です。